

2024年2月21日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

仙台 UC カード会員規約の改定について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、2024年4月1日（月）に下記の会員規約を改定することをお知らせいたします。改定後の会員規約は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きお持ちの UC カードをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する会員規約

- 仙銀キャッシュ・クレジットカード会員規約・規定集
- 仙台 UC カード会員規約
- 仙台 UC 法人カード会員規約

2. 改定内容

【仙銀キャッシュ・クレジットカード会員規約・規定集、仙台 UC カード会員規約】

改定前	改定後
第 10 条（退会及びカードの利用停止と返却） 2. (イ)～(カ)	第 10 条（退会及びカードの利用停止と返却） 2. (イ)～(カ) <u>(ヨ)本人会員が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。</u>
第 26 条（支払停止の抗弁） 1. (ロ) 商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵（欠陥）があること。	第 26 条（支払停止の抗弁） 1. (ロ) 商品の破損、汚損、故障、その他の <u>種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。</u>

【仙台 UC 法人カード会員規約】

改定前	改定後
第 10 条（退会及びカードの利用停止と返却） 2. (イ)～(ワ)	第 10 条（退会及びカードの利用停止と返却） 2. (イ)～(ワ) <u>(カ) カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。</u>

3. 改定日

2024年4月1日（月）

以上

＜本件に関する問合せ先＞
個人営業部個人営業企画課
クレジットカードセンター
TEL:022-225-8371